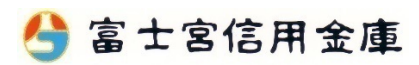


お客さま各位



「振込規定」の一部改定のおしらせ

平素は富士宮信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。
 この度、「振込規定」の一部を下記の通り改定させていただきます。
 今後も、お客さまへの良質な金融サービスの提供、利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
 ご不明な点がございましたら、当金庫の各営業店窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定箇所

振込規定「10. (手数料) (3)」

2. 改定内容 (赤字部分が改定箇所です。)

改定前	改定後
<p>10. (手数料)</p> <p>(1) 振込の受付にあたっては、当金庫為替手数料一覧表で定める振込手数料をいただきます。</p> <p>(2) 組戻しの受付にあたっては、当金庫為替手数料一覧表で定める組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかつたときは、組戻手数料は返却します。</p> <p>(3) 組戻しされた振込資金を返却せず改めてその資金による振込の受付けをするときも、当金庫為替手数料一覧表で定める振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。</p> <p>(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。</p>	<p>10. (手数料)</p> <p>(1) 振込の受付にあたっては、当金庫為替手数料一覧表で定める振込手数料をいただきます。</p> <p>(2) 組戻しの受付にあたっては、当金庫為替手数料一覧表で定める組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかつたときは、組戻手数料は返却します。</p> <p>(3) 組戻しされた振込資金を返却せず改めてその資金による振込の受付けをするときも、当金庫為替手数料一覧表で定める振込手数料をいただきます。</p> <p>(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。</p>

3. 改定日

令和3年11月1日 (月)

4. お問い合わせ

本件のお問い合わせは、富士宮信用金庫各営業店までお願いします。

(平日9:00~17:00)

以上